

奈良県告示第二百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年八月二十六日

奈良県知事 山下 真

区域の名称	区域	縦覧場所
葛城市中戸（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所生活安全課
葛城市當麻（〇一一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所生活安全課
葛城市當麻（〇二〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び葛城市役所生活安全課
王寺町元町（〇〇九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び王寺町役場防災統括室
王寺町元町（〇一四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県高田土木事務所及び王寺町役場防災統括室

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及

び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。